

## 1 熊本県議会改革・活性化検討会設置の経緯

### (1) 馬場議長からの議会改革・活性化に関する諮問

平成23年度頃から、議会運営委員会での他県議会視察調査の際、各委員から調査内容に関連して、委員会のあり方や、県民に身近でより開かれた議会実現等に関するさまざまな意見があった。

また、複数会派連名による「県議会の活性化のための申入書」等も、馬場議長あてに提出された。

そのような状況を受け、平成24年12月13日、議長から議会運営委員会に対し、熊本県議会の改革・活性化のため、下記の事項について検証し取り組みを検討するよう、諮問がなされた。

- ① 委員会の活性化に関すること
- ② より開かれた県議会実現のため、議会の広報等に関すること
- ③ その他議会運営の充実に資すると考えられること

### (2) 熊本県議会改革・活性化検討会の設置

馬場議長からの諮問を受け、平成24年12月13日開催の議会運営委員会において、議長の諮問機関として「熊本県議会改革・活性化検討会」を設置することが決定された。

## 熊本県議会改革・活性化検討会設置要領

### 1 設置目的等

熊本県議会の改革・活性化に資すると思われる項目について審議するため、議長の私的諮問機関として設置する。

### 2 委員構成

計8名とし、会派等割り振りは、自民党5名、民主・県民クラブ1名、公明党1名、交渉会派に属さない議員1名の構成とする。

### 3 検討項目

- ① 委員会の活性化に関すること
- ② より開かれた県議会実現のため、議会の広報等に関すること
- ③ その他議会運営の充実に資すると考えられること

### 4 設置時期等

平成24年12月議会中に設置し、平成25年2月議会までに議長へ答申することを目的として活動する。

## 熊本県議会改革・活性化検討会委員名簿

座長	松田三郎	(自由民主党県議団)
副座長	森浩二	(自由民主党県議団)
委員	西岡勝成	(自由民主党県議団)
委員	城下広作	(公明党)
委員	鎌田聡	(民主・県民クラブ)
委員	松岡徹	(日本共産党)
委員	淵上陽一	(自由民主党県議団)
委員	九谷高弘	(自由民主党県議団)

(合計 8名)

## 2 検討会の開催経過

### (1) 第1回議会改革・活性化検討会

平成24年12月20日に開催され、座長・副座長の選出が行われた。

また、これまでの議会運営委員会等での議運委員からの意見を踏まえ、松田座長から、議長諮問の内容に関する22の検討項目案が示され、第2回検討会ではこれらの項目について審議すること、各委員からの提案についても第2回以降で審議する予定であること、2月議会までに議長へ答申することが確認された。

### (2) 第2回議会改革・活性化検討会

平成25年1月28日に開催され、第1回で示した22の検討項目の中から、運用の見直し等により比較的スムーズに実施できると思われる10項目について、取り組みの是非、課題、今後の方向性等が審議され、おおむね実施する方向性で、答申に盛り込むことが決定された。第2回で審議した以外の項目については、座長から内容説明の後、各委員持ち帰り検討して次回第3回検討会で審議することが確認された。

また、22の項目以外にも、各委員から追加で検討すべきとする項目が提示され、次回第3回において審議することが確認された。

### (3) 第3回議会改革・活性化検討会

平成25年2月6日に開催され、第2回検討会において持ち帰り検討となった項目について審議され、実施する方向性のもの、今後引き続き検討することとして答申に盛り込むものに分類された。

また、追加で提出された各委員からの提案項目についても、検討がなされ、実施あるいは今後検討するものとして答申に盛り込むもの、検討会で委員から提出された意見として報告書に掲載するものに分類された。

### 3 検討会で提出された意見等

検討会のなかで、「実施すべき」あるいは「今後更なる検討が必要である」と結論が出た改革・活性化項目案については、議長へ答申のとおりである。

また、一方で「今回は見送る」となった項目は下記のとおりである。

- 議場での資料持込みの際、プロジェクターを使用しパネル等をスクリーンに映写する。
- 議場での執行部説明等の際、プロンプターを使用する。
- 議長・副議長の1年交代の慣行をやめる。
- 議長・副議長は中立性を保つため所属会派を離脱する。
- 常任委員会及び特別委員会の委員長・副委員長は、最大会派だけで独占せず各会派のバランスを考慮し振り分ける。
- 女性の政治参加を促すため女性議会を開催する。
- 一般質問の機会と時間を増やす。現状の、任期中6回、1回1時間（質問・答弁あわせて）は、少なすぎる。短すぎる。
- 常任委員会の審議を充実させ、現行の常任委員会開催日の2日間をフルに活用する。
- 閉会中の常任委員会を、ひと月に1回開催し、閉会中審査、情勢への対応責任を果たす。
- 「県議会だより」の発行と配布、インターネット掲載。
- 少数会派所属の議員も、議会運営委員会へオブザーバーとして参加する。  
(現在の取り扱いは傍聴議員としての出席)
- 応招旅費については、交通費実費支給とし、熊本市内は廃止する。
- 議員の海外視察凍結の継続
- パーソナルコンピュータ等、情報関連機器の議場及び委員会室への持ち込みを、議長、委員長の判断において許可することを可能とする。